

引っ越しの際はお知らせください

水道部業務課料金係 TEL 24-8982 FAX 25-1569

水道の使用を開始するときや中止するときなどは、電話・ファックス及び水道部窓口にて届け出をしてください。届け出は、平日の午前8時30分から午後5時までをお願いします。

FAX もご利用ください (連絡事項を漏れなく送信してください)

ファックスもご利用ください。必ず昼間連絡可能な電話番号を正確に記入してください (携帯電話も可)。なお、記入誤りなどで連絡のつかない場合は、給水開始または中止ができない場合がありますので、十分ご注意ください。

水道の使用を開始するとき

① 引っ越ししてきたとき

[連絡事項]

- ・住所及び使用者氏名 (支払者氏名)
- ・水栓番号 (不明なときは結構です)
- ・使用開始日
- ・電話番号



ご指定のあった日に検針して給水を開始します。水が出る場合でも必ずお届け願います。お届けがありませんと、使用開始日等の確認ができず、料金などのトラブルになります。

悪質な訪問販売にご注意を!



水道部では、ご依頼のない水質検査をはじめ、浄水器の販売・あっせんなどはいっさい行っていません。悪質な訪問販売にご注意ください。

水道の使用を中止するとき

- ① 引っ越しするとき
- ② 家を取り壊すとき
- ③ 長期間留守にするなど、一時的に水道の使用を止めたいとき

[連絡事項]

- ・住所及び使用者氏名 (支払者氏名)
- ・水栓番号 (不明なときは結構です)
- ・使用中止日時 (引越日時)
- ・引越先 (精算料金請求先) の住所と電話番号

ご指定のあった日に検針して給水を中止します。お届けがありませんと、使用していなくても基本料金をご請求することになりますので、ご注意ください。

[料金精算]

- ・口座振替の場合 口座から引き落とします
郵便局及び一部の金融機関は精算料金の引き落としはできません
- ・納付書の場合 転居先へ納付書または郵便局の振替用紙を送付します

こんなときも手続きが必要です

- ①水道の使用者の名義を変更するとき (名義変更)
- ②水道の支払口座・口座名義を変更するとき (支払口座・口座名義変更)
直接金融機関へ (水栓番号が不明なときは、水道部業務課 電話24-8982 (ダイヤルイン) でご確認ください)
- ③水道の所有者が変更になったとき (所有者変更)

アパートなどの場合は

アパートなど賃貸契約のときは、まずは、管理人 (所有者、不動産業者など) にご相談ください。管理人の方へお願い...アパートの名称、部屋番号、水栓番号は、正確にお知らせください。

お問い合わせの際には水栓番号をお知らせください

お問い合わせの際は、「ご使用水量等のお知らせ」等に記載されている水栓番号をお知らせください。間違いがなく迅速に手続きができます (不明なときは結構です)。